



| 日 SUN | 月 MON | 火 TUE | 水 WED | 木 THU | 金 FRI | 土 SAT |
|---|-------|--|--------------------------------|---------------|---|------------------------|
| ■市民課臨時開庁 (8:30 ~ 12:00) ※出入り口は庁舎北側および東側 (3月号P 6参照) ■移動市役所 (10:00 ~ 11:30 ※大島のみ 11:15 ~ 12:45) 車両で住民票の写し・印鑑証明書などの交付、マイナンバーカードの申請サポート、健康保険証利用申し込みなど 市民課 ☎ 65-1232 | | | 1 市民課窓口特別時間延長 (3月号P 6参照) | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 一日人間ドック (市医師会館) | 9 市民課窓口延長 | 10 | 11 人権のつどい日 (P27) |
| 12 市民課臨時開庁 | 13 | 14 一日人間ドック (市医師会館) 移動市役所 (中萩公民館) | 15 | 16 市民課窓口延長 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 一日人間ドック (市医師会館) 移動市役所 (浮島公民館) | 22 | 23 市民課窓口延長 | 24 移動市役所 (大島交流センター) | 25 |
| 26 百縁笑点街 & さんさん産直市 | 27 | 28 一日人間ドック (市医師会館) 移動市役所 (船木公民館) | 29 昭和の日 | 30 市民課窓口延長 | ■市民課窓口延長取扱業務 (18:15 まで) 住民票の写し・戸籍関係証明書 (広域交付を除く)・税関係証明書 (申告が終了しているもの)・印鑑証明書の交付、住民異動届、マイナンバーカード業務、パスポートの交付など 市民課 ☎ 65-1232 | |

※一日人間ドック (対象: 40歳以上でドックの機会がない人、料金: 13,000円、問い合わせ・申し込み: 市医師会 ☎ 33-2641 [要予約])

外科の休日診療カレンダー 診療時間 (9:00 ~ 17:00)

※休憩時間は各医療機関によって異なりますので受診前にご確認ください。

| | | | |
|--------|-----------------------|-----|-----------|
| 5日(日) | 宮下整形外科内科 | 松神子 | ☎ 45-3833 |
| 12日(日) | 山内クリニック | 松木町 | ☎ 31-7717 |
| 19日(日) | いまなかクリニック | 高田 | ☎ 33-5388 |
| 26日(日) | たに脳神経外科・内科・ものわすれクリニック | 郷 | ☎ 46-1325 |
| 29日(水) | おおにし形成外科クリニック | 江口 | ☎ 47-8639 |

※医療機関が急に変更になる場合があります。

内科・小児科

| | |
|------|---|
| 診療時間 | (内科・小児科) (月)~(土) 20:00 ~ 23:00 (日)・(祝) 9:00 ~ 17:00 ※上記時間帯は小児科医がいない場合もあります。電話にてお問い合わせください。 |
| | (東予東部3市子ども急患センター) (月)~(土) 21:00 ~ 翌朝 6:00 (日)・(祝) 18:00 ~ 21:00 ※祝日については診療していない日があります。事前に市医師会ホームページでご確認ください。 |
| 場所 | 市医師会内科・小児科急患センター 一宮町 1-13-52 (市役所南側) ☎ 32-5658 |

※内科・小児科急患センターは、突然急激な症状を発症した患者さんが受診するセンターです。昼間すでに受診した人や、数日前から同じような症状がある人は、翌日医療機関で受診しましょう。

▶急な病気やけがで困った時は愛媛救急電話相談「# 7119」
※ダイヤル回線、IP電話の場合は 089-909-9935

← 24時間年中無休で医師や看護師などの医療従事者から「救急車を呼ぶべきか」「すぐに受診した方がいいのか」などのアドバイスを受けられます。

ごみ休業日

ごみ収集業務、清掃センター、最終処分場
5日(日)・19日(日)・26日(日)

- 12日(日)は、施設への自己搬入のみ可能です。
 - 29日(水)・30日(木)は、施設点検のため、燃やすごみ以外は搬入できません。
- 【施設へのごみ搬入受付時間】
8:30 ~ 16:00

大型ごみ受付
☎ 31-5300 開庁日の 9:00~14:00
※家電リサイクル法対象品は収集できません。

廃棄物対策課からのお知らせ ☎65-1252

○家電リサイクル法対象品の処分について

テレビ、エアコン (室外機を含む)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は「家電リサイクル法」により、市では処分できません。処分するには、購入店・近くの電気店・一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼 (リサイクル料金+収集運搬料金が必要) するか、メーカー指定の場所へ直接持ち込んでください (リサイクル料金が必要)。